



みみセンターだより

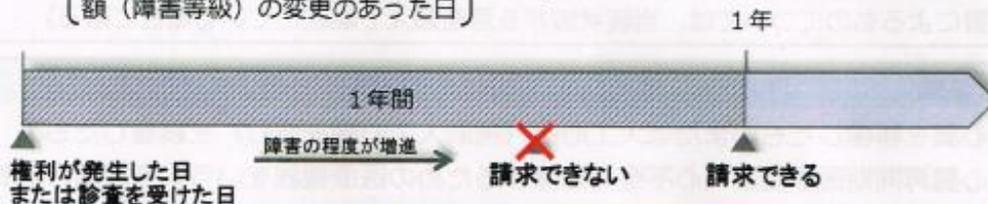


平成26年4月1日から

障害者年金の額(障害者等級)の改定を 請求できる時期が変わりました!

これまでの請求時期

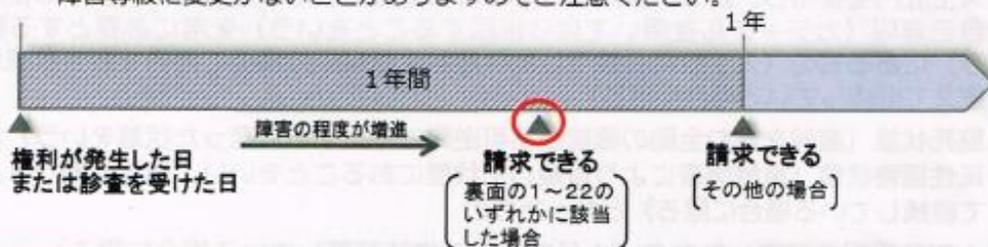
- ・ 障害年金を受ける権利が発生した日
または
 - ・ 障害の程度の診査を受けた日
〔額改定請求を行った日、または
額(障害等級)の変更のあった日〕
- から1年を経過した日以降



4月1日からの請求時期

裏面の1～22のいずれかに該当した場合には、1年を経過しなくても請求できます。

※裏面の1～22のいずれかに該当し、請求が認められた場合でも、診査の結果、障害等級に変更がないことがありますのでご注意ください。



(日本年金機構発行チラシより抜粋)

ご不明な点はお近くの日本年金機構の年金事務所までお問い合わせください!

各事務所の連絡先は HP で確認いただけます。

URL ⇒ <http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/>

※日本年金機構の HP には聴覚障がい者のための手話・字幕付き動画が掲載されています。
年金制度や障害年金についてわかりやすく説明していますのでぜひご覧ください!

